

仙台青葉学院短期大学 公認欠席規程

(目的)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学（以下「本学」という。）に在籍する学生の公認欠席（以下「公欠」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「公欠」とは、次条の各号のいずれかに該当する事由によって、授業を欠席しても欠席とみなさないことをいう。

(公欠事由)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、学長に願い出て許可を得ることにより、公欠とすることができる。

- (1) 学生団体（課外活動）が加盟している連盟などが主催する公式行事に参加するとき
- (2) 配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母、曾祖父母、おじ、おばが死亡したとき
- (3) 就職活動を行うとき
- (4) 学校保健安全法に定められた感染症（別表第一）の治療を受けるとき
- (5) 罹災したとき
- (6) 公共交通機関が遅れたとき
- (7) その他、学長が特に必要と認めたとき

(期間)

第4条 公欠を許可する期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の場合

開催日

- (2) 前条第2号の場合

ア. 配偶者、子、父母の死亡	7日
イ. 祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母の死亡	3日
ウ. 曾祖父母、おじ、おばの死亡	1日

- (3) 前条第3号の場合

必要とする日、または期間

- (4) 前条第4号の場合

医師の診断書、または本学所定証明書（学校感染症罹患証明書）による期間

- (5) 前条第5号の場合

学長が認めた期間

- (6) 前条第6号の場合

当該授業時間帯

- (7) 前条第7号の場合

そのつど決定

2 前項第1号から第3号および第7号の場合で、遠隔地に赴く必要があるときは、規定の日数に実際に要する往復の日数（2日以内）を加算することができる。ただし、事前の願い出が認められた場合に限る。

3 第1項第2号の場合は、死去日以降、公欠期間の総日数を超えない範囲で認めるものとする。

（願い出）

第5条 公欠の取扱いを受けようとする者は、事前に「公欠願」を事務室に提出しなければならない。なお、事後の場合は、出校後直ちに提出しなければならない。

（信憑書類）

第6条 前条に規定する「公欠願」には、その理由を証明する次の信憑書類を添付しなければならない。

(1) 第3条第1号の場合

開催案内

(2) 第3条第2号の場合

会葬礼状など、事実を証明するもの

(3) 第3条第3号の場合

本学所定用紙による就職活動先企業等の証明（本学所定の「活動報告書」）

(4) 第3条第4号の場合

医師の診断書、または本学所定証明書（学校感染症罹患証明書）

(5) 第3条第5号の場合

公的機関が発行した罹災（被災）証明書

(6) 第3条第6号の場合

当該交通機関の発行した遅延証明書など

(7) 第3条第7号の場合

学長が必要と認める書類

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て、運営協議会の承認を得て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止期間は、令和 5 年 5 月 14 日までの間は、従前のおりとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第一 学校感染症による出席停止

第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう）	
	新型インフルエンザ等感染症，指定感染症及び新感染症※1	
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し，かつ，解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで

	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症※2	

※1 新型インフルエンザ等感染症，指定感染症及び新感染症は，学校保健安全法施行規則第18条第2項の規定により第一種の感染症とみなされる。

※2 その他の感染症とは

医師の意見によって出席停止の措置が必要と考えられる下記の感染症をいう。

- ・溶連菌感染症
- ・ウイルス性肝炎（A型）
- ・伝染性紅斑
- ・手足口病
- ・ヘルパンギーナ
- ・マイコプラズマ感染症
- ・感染性胃腸炎
- など